

## 鳥取県における附属機関の見直しについて

鳥取県では、従来から県行政の推進にあたり、県職員以外の外部の方に委員として参画をいただき、行政課題について調査審議等を行う審議会等を設置・運営してきたところです。

このような審議会等については、位置付けが様々で、多様な会議が存在していたことから、地方自治法の規定に基づく整理を行って、地方自治法に基づく附属機関として整理するため鳥取県附属機関条例（平成25年10月11日）が施行されました。

本条例の施行に伴い、鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会も地方自治法に基づく「附属機関」となりました。

附属機関となった場合には、従前の審議会等の設置目的や委員の役割等に変更はございませんが、法律の規定により、附属機関の委員は当該地方公共団体の非常勤職員となるものと定められていることから、鳥取県の非常勤職員として審議会に参画していただくこととなるため、平成26年7月4日付で辞令書を交付させていただいているところです。

## ◆附属機関に係る問合せ先

鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課 河野・井嶋

(電話0857-26-7612)

(参考)

附属機関とは、職員以外の外部の方が参画して行政運営のために必要となる調停、審査、審議又は調査等を行う機関です。

鳥取県では、この度、附属機関として整理した審議会等を一覧として記載する「鳥取県附属機関条例」を制定しました。

#### 【根拠規定】 地方自治法の関係規定抜粋

##### 第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。